

千葉県告示第123号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者から、指定地域相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第1項第2号の規定により告示します。

令和5年2月15日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定地域相談支援の種類
地域生活支援センターみらい工房 千葉県千葉市中央区生実町1821番地1	社会福祉法人みらい工房 千葉県千葉市中央区生実町1821番地1 平井 晋也	令和5年3月31日	1230100768	地域移行支援 地域定着支援